


所管部課	都市建設部 下水道課	部長	直井 亨			
件名	東大和市下水道条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>平成31年10月1日から消費税率が改定（8%から10%）されることに伴い、改定後の税率を平成31年12月分から下水道使用料に適用するため、条例改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>制定時付則に「使用料に関する特例」を設け、平成31年10月分及び11月分に係る消費税については、改正前の税率によることを規定する。 ※消費税率が5%から8%へ改定された際と同様の措置である。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成31年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>検針月による適用時期の差を防ぐことにより、下水道使用者間の公平性が確保される。また、水道料金と同時点とすることにより負担軽減が図れる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年11月28日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の一部改正により、消費税率10%への改定時期が平成31年10月1日に変更された。 文書課審査済み。 						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> この措置により、水道料金と同様に平成31年12月分の下水道使用料から全世帯に改定後の税率を適用するため、10月分、11月分の下水道使用料に係る税率については改定前の税率となることから、消費税を納税する際、差額相当額を負担する必要がある。 東京都水道局多摩水道料金等ネットワークシステムの改修が必要となる。 						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成31年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。